

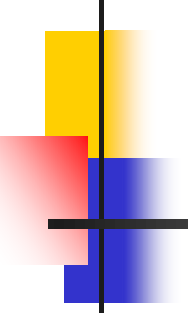
JISマーク表示制度 認証の手引き

JISマーク表示制度の認証取得にあたって、次のような手続きや実務が必要となります。また、お申し込み前にご了承くださいたい事項がございますので、この手引書とともに申込了承事項を併せてお読みください。

～ 目次 ～

- I. はじめに
- II. 認証可能範囲
- III. 登録認証機関JQAの略称および登録商標
- IV. 認証番号
- V. 要員の適格性
- VI. 紛争、苦情および異議申し立ての処理手順
- VII. 申し込み者および認証取得者の権利と義務
- VIII. 認証に関する事務手続きの概要
- IX. お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人日本品質保証機構
JIS認証事業部



I. はじめに

- 一般財団法人日本品質保証機構（以下、「JQA」という）は、1957年に当時の民法第34条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011年4月1日に一般財団法人に移行した法人です。
- JQAは、主に手数料等の事業収入によって運営され、第三者試験・審査・認証等の機関として事業を実施し、公平性・中立性を保持しています。
- JQAは、産業標準化法に基づき認証機関として登録を受け、次の事務所において認証の業務を行っています。

一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部
東京都千代田区神田須田町1-25

Ⅱ. 認証可能範囲

- JQAが認証可能な鋳工業品や加工技術は、産業標準化法に基づき認証機関として登録を受けた日本産業規格の範囲です。詳しくは「JQA認証登録範囲」をご覧ください。なお、製品試験は、JQA内の試験所またはJQAと契約を締結した試験機関（契約を締結している場合）、あるいは申し込み者が用意した試験場所で試験を実施いたしますが、製品仕様や設備性能等により、試験できない場合がございます。この場合には、認証のお申し込みをお受けできない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
- 認証の申し込みは、JQA認証登録範囲のJIS規格が適用となる鋳工業品等の製造業者、加工業者、輸入業者、販売業者、電磁的記録作成事業者、電磁的記録の販売業者、電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者、外国においてその事業を行う鋳工業品の製造業者、加工業者、輸出業者、電磁的記録作成事業者及び電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者の方が対象となります。
- JQAが認証の業務を行える区域は、日本国内および全世界ですが、次のような場合には、申し込み受付や審査等業務の実施の拒否あるいは保留することがあります。
 - (1) 申し込み者が、JQAに対する債務決済（認証および認証の維持のための手数料および費用等）を支払い期日までに履行できない場合
 - (2) 申し込み工場が所在する地域に対して、外務省により渡航関連情報（危険情報、感染症危険情報など）が発出されている場合
 - (3) その他、JQAが正当な理由と判断した場合

Ⅲ. 登録認証機関JQAの略称および登録商標

- 認証取得者の方は、JISマークの近傍に表示する登録認証機関の名称「一般財団法人日本品質保証機構」に代えて、略称『JQ』または次の登録商標が使用可能となります。使用に関しては、認証契約で規定いたします。

The logo consists of the letters 'JQA' in a bold, blue, sans-serif font. The 'J' and 'Q' are connected, and the 'A' is separate.

IV. 認証番号

➤ 認証番号の原則は、次のとおりです。

1) 一般認証の場合: 例) JQ0319001

JQ 03 19 001
① ② ③ ④

2) ロット認証の場合: 例) JQLT0318001

JQ LT 03 19 001
① ⑤ ② ③ ④

➤ 番号の意味およびルールは、次のとおりです。

- ①: 登録認証機関(JQA)を表す
- ②: <経済産業省登録区分の場合>
国内認証取得者の所在地所管局コード、または
海外認証取得者の所在地国コード (JISX0304での2桁コード)
<国土交通省登録区分の場合>
JPとする。(登録は国内のみ)
- ③: 認証年度西暦下2桁
- ④: 所在地毎の当該年度の通し番号3桁
- ⑤: ロット認証の識別記号

1)の例)は、「JQAが、経済産業省登録区分を関東経済産業局管轄区域内の申し込み者に対して、2019年度1番目に認証した」という意味を表しています。

➤ 認証取得者所在地所管局コード

コード	局名	管轄区域
01	北海道経済産業局	北海道
02	東北経済産業局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03	関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
04	中部経済産業局	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
05	近畿経済産業局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
06	中国経済産業局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07	四国経済産業局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08	九州経済産業局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
09	沖縄総合事務局	沖縄県

V. 要員の適格性（1/3）

- JQAは、JIS認証業務の実施にあたり、JIS認証業務に適格な要員を配置し、教育し、又必要な訓練を実施することにより、JIS認証業務の品質およびJISマーク表示制度の信頼性の維持・向上に努めます。
- JQAは、JIS認証業務の遂行に必要な、以下の要員を任命する資格手順を定めています。主なJIS認証業務の要員の分類と業務範囲は次のとおりです。

1) JIS審査計画担当者

申し込み内容に基づき、工場審査、17025調査、サンプリングおよび製品試験を実施するための審査計画の立案、作成を行います。

2) JIS審査員

申し込み者から提出いただいた品質管理実施状況説明書等の書類調査や認証に係る製造工場に対する現地調査を行い、工場審査報告書を作成します。

3) JIS17025調査員

試験を実施する（した）場所がJIS Q 17025の該当する要求事項およびJQAの要求事項に適合しているかの調査を行い、17025 調査報告書を作成します。

4) JIS製品試験員

申し込み者の指定する試験場所において、申し込まれた鋳工業品等に対する申し込み者の試験員による製品試験の実施に立ち会い、その立ち会い結果に基づいて試験実施報告書を作成します。また、当機構が登録している試験所等で実施した試験結果を評価・判定し、報告書を作成します。

5) JIS認証員

鋳工業品等認証省令に定められた審査の基準、該当JIS規格ならびにJQAの要求事項に基づき、製品試験成績書、工場審査報告書等を検証し、認証の妥当性を審議し、最終的に認証の可否を決定します。また、認証の可否の決定結果に基づき適合性評価報告書等を作成します。

V. 要員の適格性（2/3）

- JQAは、「服務等に関する規程」の定めに従い、要員に対して第三者の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってJIS認証業務の公正さおよび信頼を確保します。
- JQAは、申し込みに対してJIS認証業務実施の審査計画を立てるにあたり、当該申し込み製品の分野について専門性を有する審査員等を割り当てます。又、当該企業との間で利害関係のない審査員等を割り当てることにより、不当な影響を排除し、公平・公正な業務を行います。
- JQAは、次の事項に抵触する審査員等は割り当てません。
 - 1) 過去2年間当該企業に所属または直接の利害関係を持つ組織に所属していた。
 - 2) 当該企業に対して、過去2年間にコンサルティングを行った。

V. 要員の適格性（3/3）

➤ 要員の資格基準は以下のとおりです。

1) JIS審査員：

① 審査実務経験

- ・ 現地調査の業務またはこれに類似する業務に関し1年以上の実務の経験

② 標準化・品質管理に関する知識

（標準化および品質管理に関する講習）

- ・ 大学、短大または高等専門学校での品質管理科目の受講
または
- ・ 品質管理に関する4日以上理解度試験のある外部講習を修了

③ JISマーク表示制度の部内教育受講（関連法令に関する講習）

④ JIS Q 9001に関する講習

⑤ JIS Q 17025に関する講習

⑥ JIS Q 17065に関する講習

⑦ 現地調査の業務に関わる日本産業規格に関する講習

2) JIS 17025調査員

① 試験業務の経験が3年以上、および試験分野の審査経験が2回以上

② JIS Q 17025に関する研修受講

③ JISマーク表示制度の部内教育受講

3) JIS製品試験員

① 試験業務の経験、またはJIS公示検査を2回以上

② JISマーク表示制度の部内教育受講

4) JIS認証員

① 製品試験の業務またはこれに類似する業務に関し1年以上の実務の経験

② JISマーク表示制度の部内教育受講（関連法令に関する講習）

③ JIS Q 17025に関する講習

④ 製品試験の業務に係る日本産業規格に関する講習

VI. 紛争、苦情および異議申し立ての処理手順

- 申し込み者等からの認証全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、機構から認証取得者への是正処置や予防処置の請求に対する異議申し立て、JISマークの使用停止や認証の取り消しに関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情、紛争等については、JQAは、規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から45日以内にJQAへ文書にてお申し出ください。JQAは申し立てを受理した日より3ヵ月以内に回答いたします。

連絡先

一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部
〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25
TEL : 03-4560-5500 / FAX : 03-4560-5501

- 苦情、異議申し立ておよび紛争の定義は次のとおりです；
- 1) 「異議申し立て(appeals)」とは、申し込み者がJQAの認証に関する決定に同意できないことをJQAに対して文書で表明すること、ならびにJQAのJIS認証活動の利用者が、自ら表明した苦情に対してJQAの決定に同意できなかったことをJQAに対して文書で表明することをいいます。
 - 2) 「苦情(complaints)」とは、申し立て以外の不満をJQAに対して表明したもの、またJQAの活動に利用者が表明した紛争に対するJQAの決定に同意できなかったことをJQAに対して表明したものをいいます。処理については、JQAの内部規定の手順に従って行います。
 - 3) 「紛争(disputes)」とは、JQAの活動の利用者が、JQAの活動に対して不満足をJQAに表明したものをいいます。処理手順については苦情処理と同様に扱います。

Ⅶ. 申し込み者および認証取得者の権利と義務

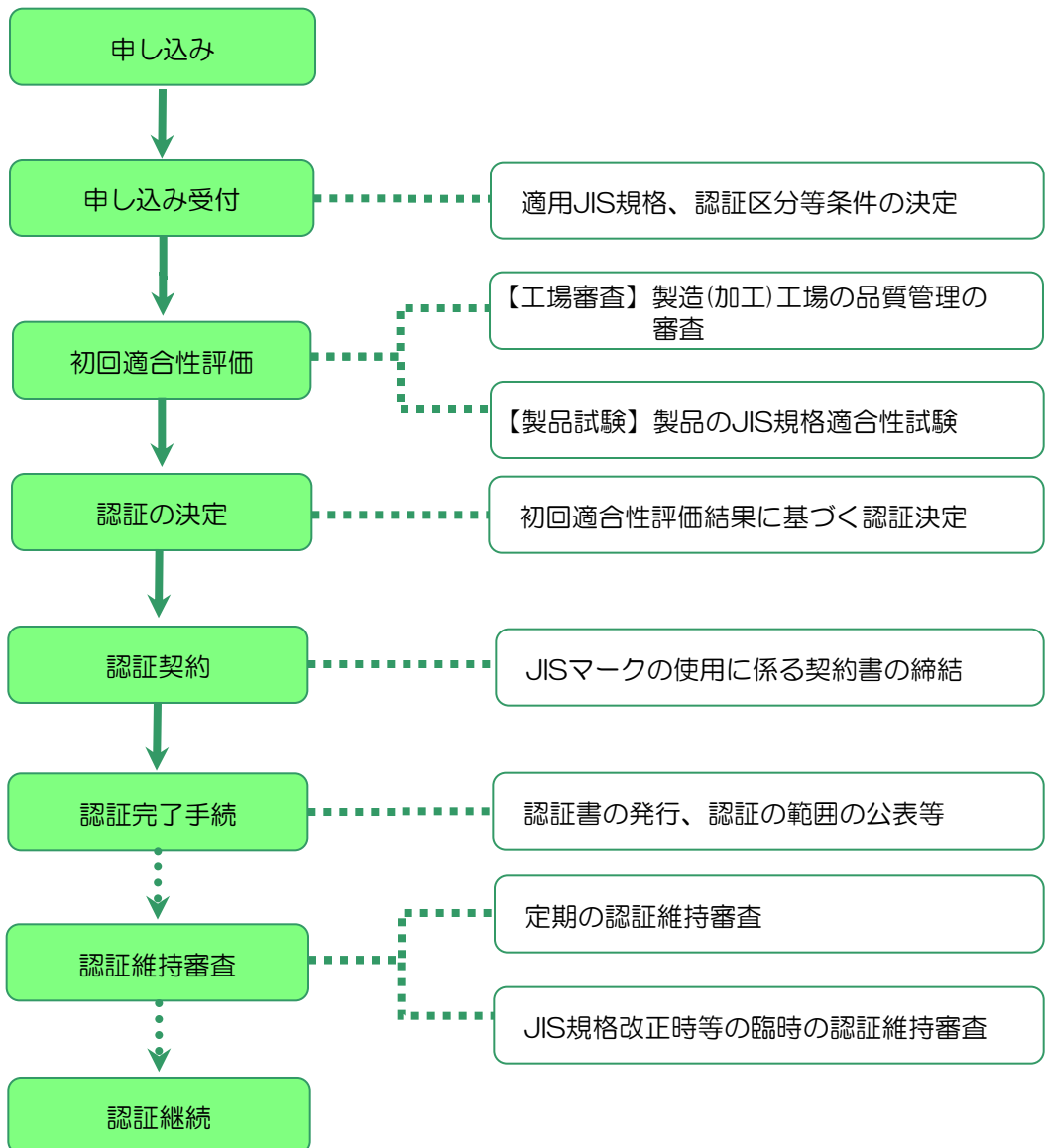
- 申し込み者の権利と義務については、申込了承事項に記述していますので、ご確認ください。
- 認証決定後に、JISマークやJQAロゴ等の表示に関する使用許諾について認証契約を締結させていただきます。
- 認証契約の中に、認証取得者の権利と義務について記述しています。詳しくは「JISマーク表示制度認証契約書（様式）」をご覧ください。

VIII. 認証に関する事務手続きの概要

1. JQA/JIS認証の基本的流れ
2. お申し込み
3. 初回工場審査
4. 初回製品試験
5. 認証契約
6. 認証書の発行
7. 定期の認証維持審査
8. 認証の追加、変更または縮小
9. 認証の一時停止と取消し
10. 認証費用

Ⅷ-1. JQA/JIS認証の基本的流れ

1. JQA/JIS認証の基本的流れ



認証申し込み受付から認証書発行までの標準的な処理期間は、工場又は事業場が日本国内の場合は4～5ヵ月（海外の場合は5～6ヵ月）となっています（ただし、是正処置など申し込み者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます）。

VIII-2. お申し込み (1/3)

2-1. 申込書

- 申込書の記載事項は次のとおりです。
 - 申し込み者の氏名又は名称・住所、代表者名、品質管理責任者の情報
 - 認証対象製品の製造(加工)工場の名称、所在地
 - 製品等に適合するJIS規格の番号、名称
 - 認証対象となる製品等の名称
 - 認証対象範囲
 - 申し込み責任者の情報
 - 製品の試験に関する情報
 - 一般認証かロット認証かを指定
 - 添付資料：
 - ✓ 製造工場の品質管理実施状況説明書および説明資料
 - ✓ JIS Q 17025の要求事項のうち、該当する部分に係る説明資料
(17025調査に必要とする書面の記載項目と様式(立会試験用))
※立会試験の場合
 - ✓ カatalog等、製品に関連する説明資料

2-2. 申し込み者

- 申込書および添付資料における使用言語は、日本語または英語とします。
- 次の事業者の方が、認証申し込みをすることができます。
 - 製造業者
 - ✓ 認証の対象となる鋳工業品を製造する業者
 - 加工業者
 - ✓ 認証の対象となる加工技術を用いて鋳工業品を加工をする業者
 - 電磁的記録作成事業者
 - ✓ 認証の対象となる電磁的記録を作成する事業者
 - 販売業者
 - ✓ 認証の対象となる鋳工業品、電磁的記録及び電磁的記録を記録した記録媒体を販売する業者
 - 輸入業者
 - ✓ 認証の対象となる鋳工業品及び電磁的記録を記録した記録媒体を輸入する業者
 - 外国における輸出業者
 - ✓ 外国において、認証の対象となる鋳工業品及び電磁的記録を記録した記録媒体を輸出する業者

VIII-2. お申し込み (2/3)

2-3. 製品の定義と適用規格

- 認証の対象となる製品等の定義は、JIS規格に基づきます。
- 適合性を評価する基準として適用することができるJIS規格は、



- 認証の対象となる製品等の品質要求事項を網羅的に規定した製品規格（フルスペック規格）です。



- 鋳工業品の加工技術について規定した製品規格の場合
⇒ 鋳工業品の加工技術を認証する場合に適用されます。



- 当該製品等の部分的な要求事項（品質、性能、安全度等）を規定した製品規格（モジュール規格）の場合
⇒ 部分的な側面に係る製品等を認証する場合に適用されます。
（主務大臣が告示で定めます）

2-4. 申し込み時の重要要素

- 認証の対象範囲を特定（認証の区分・認証の範囲）
 - 認証の対象となる製品等の区分をもって認証の区分とし、認証番号が付与されます。
 - 認証の区分は、JIS規格ごとが原則です。ただし、認証の区分が分野別認証指針で規定されている場合、またはJQAが複数のJIS規格を一つの認証の区分に統合するなど個別に認証の区分を規定している場合は、その認証の区分を適用します。
 - 認証の範囲は、申し込みにおける認証の区分に含まれるJIS規格番号、種類又は等級（当該JIS規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る）等で特定します。
- 認証の基準となるJIS規格を特定
 - JQAの認証することができる製品は、国に登録された登録区分(JIS規格)の範囲です。
- 認証の対象となる製品の全ての製造工場の範囲を特定
 - 同一の品質システムが構築されていることを前提に、複数の製造工場を一つの申し込み（認証番号）に含めることができます。
- 一般認証かロット認証かを特定

Ⅷ-2. お申し込み (3/3)

2-5. 認証の種類

- 初回適合性評価および認証維持審査には、一般認証と、ロット認証があり、以下のとおり取り扱います。

	初回適合性評価		認証維持審査	適用例
	製品試験	工場審査		
一般認証	製造工程を代表するサンプルによる試験	実施	実施	量産型製品
ロット認証 ①	製造工程を代表するサンプルによる試験	実施 ^{注)}	実施しない	ロット輸入品 限定生産品
ロット認証 ②	全数試験	省略できる	実施しない	同上

MEMO:

- 一般認証：継続的に製造しているまたは製造する予定である製品等の認証
- ロット認証：「ロット毎またはバッチ毎」の単位で行われる製品等の認証
- 注) JQAが必要と判断する場合には現地調査を実施します。

VIII-3. 初回工場審査（1/2）

3-1. 品質管理体制

《製造工場の品質管理体制を評価します》

➤ 製造工場の品質管理体制を、次のいずれかの基準を選択し構築していただきます。JQAは、基準への適合性を評価いたします。

- 製品製造または加工に必要な技術的生産条件に基づく品質管理体制の場合：
⇒ JIS Q 1001 一般認証指針 附属書B 品質管理体制の審査の基準（A）
- JIS Q 9001に基づく品質管理体制の場合：
⇒ JIS Q 1001 一般認証指針 附属書B 品質管理体制の審査の基準（B）

➤ 申し込み時には、品質管理体制を「品質管理実施状況説明書」に記述して、ご提出いただきます。

➤ 外注工場がある場合には、必要に応じて外注工場を審査する場合があります。

3-2. 品質管理責任者

《品質管理責任者の権限と要件を確認します》

➤ 製造管理部門と独立した必要な権限と能力をもつ。

➤ 職務に対する権限は：

- 標準化および品質管理の実施（教育訓練を含む）に関すること。
- 認証製品のJIS規格への適合性評価結果の承認に関すること。
- 製品等の出荷承認に関すること。
- 登録認証機関との連絡および調整に関すること。

➤ 能力・資格の要件は：

- 認証製品の製造または加工に必要な技術に関する知識と実務経験。
- 鋳工業品等認証省令で規定される学校の課程において、品質管理に関する学科を修めたか、あるいはJISCB（JIS登録認証機関協議会）で規定している講習会基準を満たした、標準化および品質管理に関する講習会の課程を修了。

➤ 配置場所は：

- 認証に係る工場または事業場において、配置が必要です。

（詳しくはお問い合わせください）

Ⅷ-3. 初回工場審査 (2/2)

3-3. 結果の活用

➤ 品質マネジメントシステム審査登録等の結果を活用

製造工場の品質管理体制がJIS Q 9001に基づいて審査登録されている場合には、その審査登録結果を活用することができます（品質管理体制の基準B）。活用する場合、JIS認証での工場審査の一部を省略します。

例えば、品質管理体制の基準がBの場合で；

- JQAでJIS Q 9001審査登録されていれば、基本的には書類調査と、JIS認証に係る法令等で規定されている確認事項のみの現地調査を実施します。
- JAB等、IAF のMLA に署名している認定機関から認定を受けている審査登録機関にJIS Q 9001審査登録されていれば、その活用についてご相談ください。

MEMO:

- ✓IAF(International Accreditation Forum, Inc.国際認定機関フォーラム)
マネジメントシステム審査登録機関や製品認証機関などを認定する機関の国際的組織
- ✓MLA(Multilateral Recognition Arrangement国際相互承認協定)

Ⅷ-4. 初回製品試験

4-1. 初回製品試験

《製品のJIS規格適合性試験を行います》

- 試験用の製品（サンプル）は、JQAの要員がランダムサンプリングで必要数量抜き取りします。試作品をサンプルとして、試験を実施することも可能ですが、この場合、製造開始後に抜き取ったサンプルによる製品試験の全部または一部を実施します。
- サンプルに前処理が必要な場合や試験が長期間の場合には、対応方法についてご相談ください。

4-2. 試験場所

- 製品試験は、以下のいずれかの方法が可能です。
 - JQAの試験所での試験
 - 申し込み者の試験設備等での、JIS製品試験員による立会試験
 - JQAが委託契約した外部委託試験機関（契約を締結している場合）での試験
 - 他の試験機関で得られた試験データを活用する、試験データ活用など

＊取り扱いは異なりますが、試験場所がJIS Q 17025の要求事項の該当部分を満足する能力を保有しているか、JIS 17025調査員が確認します。
- 立会試験：申し込み者の試験設備（工場等）や申し込み者が用意した外部の試験場所で、JIS製品試験員が立会試験を実施します。
- 試験データ活用：JQAが抜き取ったサンプルに対し、申し込み者が他の試験機関で実施した試験データを活用することができます。

その試験データの活用は、次の試験機関で試験を実施することが条件になります。

 - ① JIS Q 17025により試験所認定を取得している試験機関
 - ② JQAがJIS Q 17025に適合していることを評価している試験機関
 - ③ JIS登録認証機関の試験所（ただし登録の範囲の試験に限る）

Ⅷ-5. 認証契約 / Ⅷ-6. 認証書の発行

5. 認証契約

- JQAは、認証を取得いただく申し込み者との間で、JISマークの使用等に関する契約(認証契約)を行います。契約内容の概要は以下のとおりです。

- 認証契約の有効期間
- JISマーク使用の条件、誤用の処置
- サーベイランスの条件
 - * 頻度、製品の再試験、工場の品質管理審査などに関する内容
- 製造工場や鋳工業品等の追加、変更、縮小に係る通知
- 異議申し立て、紛争等の処理
- 認証の取り消し、一時停止
- 認証事項の公表
- 機密保持

など

6. 認証書の発行

- JQAは、認証契約締結後、認証書を発行いたします。認証書の内容の概要は以下のとおりです。

- 認証契約締結日および認証番号
- 認証取得者の氏名または名称および住所
- 日本産業規格の番号など
- 鋳工業品または加工技術の名称
- 製造工場の名称および所在地
- ロット認証の場合には、個数および識別番号など
- 認証に係る法の根拠条項
- JQAの名称および住所

など

VIII-7. 認証維持審査

7-1. 定期の認証維持審査（以降、「定期審査」とします。）：

- 定期審査は、認証契約締結日から3年以内に1回以上実施します。

その後、初回定期審査から3年毎に1回以上実施します。定期審査の間隔は3年以内とし、定期審査の基点（3年の起算日）は原則認証契約締結日の6ヵ月前とし、以降は3年毎同一の月日になります。取消しを受けた認証事業者は、再取得後、最初の3年間は毎年審査を実施します。初回工場審査時に確認した（または直近の審査にて確認した）品質管理実施状況説明書の内容のとおり、下記の状況を確認します。

- 維持・運用、効力を有しているか
⇒認証維持工場審査
- 抜き取り品がJIS規格に適合しているか
⇒認証維持製品試験

- 通常、初回製品試験の全要素を実施

ただし、当機構が初回製品試験の全要素を繰り返して認証維持製品試験を実施する必要がないと判断した場合には一部を省略する事があります。

- 認証維持工場審査は、原則認証の区分毎となりますが、対象工場が複数の認証の区分を持ち、かつ同一の品質管理体制の場合には、認証取得者様からのご希望に基づき、同時期に実施することも可能です。

- 臨時の認証維持審査（以降、「臨時審査」とします。）：

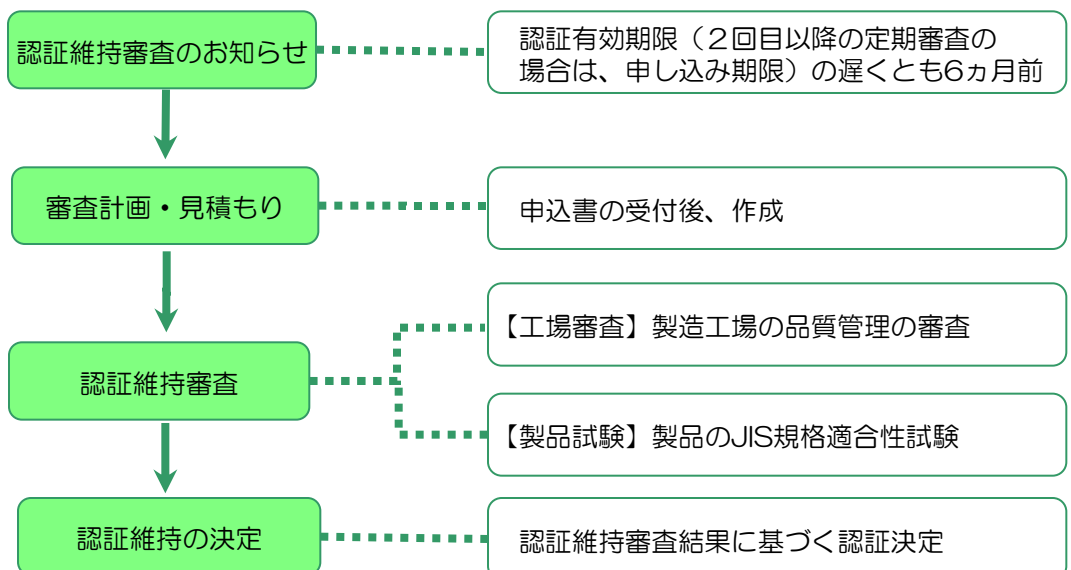
- 定期審査以外に、臨時審査を実施することがあります。
- 次の事項により製品等の適合性および／または製造工場の品質管理体制の適合性に影響すると判断したときに実施します。
 - ✓ 製品等の仕様変更するとき、または品質管理体制を変更するとき
 - ✓ 日本産業規格が改正されたとき
 - ✓ 第三者から苦情の申し立てを受けたとき
 - ✓ 一時停止の請求の解除通知を行ったとき（通知から1年以内）
 - ✓ その他、登録認証機関が必要と判断したとき

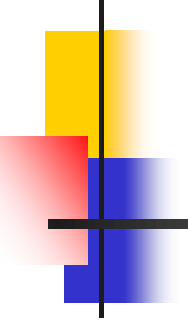
VIII-7. 認証維持審査

7-2. 定期審査事務手続き

- 認証契約に従い、認証を維持いただくために認証登録維持料をお支払いいただきます。（「VIII-10. 認証費用」参照）
- 認証登録維持料は、1認証の区分に対する1年間の認証登録維持料です。
- 認証登録維持料の請求は、認証契約締結日を基点として、毎年契約月に請求いたします。
- 認証書の有効期限日（2回目以降の定期審査の場合は、有効期限を更新するための定期認証維持審査申込期限日）の遅くとも6ヵ月前に定期審査の実施案内「定期認証維持審査通知書」を、認証取得者宛に送付します。
- 申込書の受付後、作成した審査計画書と見積もりを送付いたします。内容を確認いただいた後、定期審査を実施いたします。

7-3. 認証維持審査の基本的流れ





Ⅷ-8. 認証の追加、変更または縮小

8. 認証の追加、変更または縮小

- 新たに認証の区分を追加する場合には、新規認証のお申し込みとなります。
- 認証の範囲に対する追加、変更または縮小を希望する場合にも、お申し込みください。
 - ✓ 認証の範囲の追加、変更または縮小とは、次に掲げる事項となります。
 - 1) 認証の範囲に定められた製造工場の追加、変更または縮小
 - 2) 認証の範囲に定められた種類又は等級の追加、変更または縮小
 - 3) 認証の範囲に定められた鋳工業品等の追加、変更または縮小
- JQAは、工場の品質管理体制の変更や鋳工業品等の仕様の変更を希望される場合、工場審査または製品試験（臨時の認証維持審査）を実施するかどうかを決定し、その内容を申し込み者にお知らせいたします。

Ⅷ-9. 認証の一時停止と取り消し

9. 認証の一時停止と取り消し

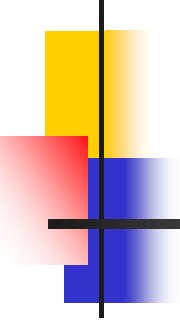
- 認証取得者に対して次に掲げる事項が発生した場合、認証の取り消し、または速やかにJISマークの使用の一時停止および必要な処置の実施を要求いたします。
 - 1) 認証を行っている鋳工業品等が日本産業規格に適合しない場合
 - 2) 認証取得者の品質管理体制が基準に適合しない場合であって、認証に係る鋳工業品等が日本産業規格に適合しなくなるおそれのある場合
 - 3) JISマークの誤用等についてのJQAからの請求に、認証取得者が的確に、または速やかに応じなかった場合
- また、次のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証のすべてを取り消します。
 - 1) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げまたは忌避した場合
 - 2) 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に、認証に係る鋳工業品等に対して、JISマークまたはこれと紛らわしい表示をした場合
 - 3) 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に、保有する認証マークの付してある鋳工業品等で、日本産業規格に適合しないものを出荷した場合
- 上記の認証の取り消しのほか、次のいずれかに該当する場合、認証を取り消す場合があります。
 - 1) 認証取得者が、機構に対する債務決済（認証および認証の維持のための手数料および費用等）を支払い期日までに履行できないとき
 - 2) 認証取得者が認証契約に違反したとき
- JISマークの使用停止（一時停止）または認証の取り消しの措置が必要となった場合には、JQAはJIS認証管理委員会にて、措置の審議を行い審議結果を文書により認証取得者に通知します。

VIII-10. 認証費用

10. 認証費用

認証費用（認証手数料）は、一般認証、ロット認証等により異なりますが、構成は次のとおりとなっています。なお、申込料以外の認証費用は、原則認証の決定後に申し受けます。

- 申込料：
 - 申し込み内容の確認、受付事務に係る費用。
 - 申し込み者ごとに最初の申し込み時に限り申し受けます。
- 工場審査料：
 - 工場品質管理審査に係る書類調査および現地調査に要する費用。
 - 認証の決定後に申し受けます。
- 製品試験料：
 - 製品試験に要する費用。
- 委託試験判定料：
 - 試験後の成績書確認、製品試験の合否の判定に係る業務に要する費用。
- 再試験管理費
 - 製品試験が不合格になった場合、試験方法に問題がなかったかの確認や提出いただく是正報告書の内容確認、さらに再試験のための審査計画書作成等で発生する業務に要する費用。
- 17025調査料：
 - 申し込み者が自社ラボでの試験実施や試験データ活用をご要望された場合、当該試験所がJIS Q 17025や機構の要求事項に適合する能力を有しているかを調査する費用。
- サンプルング料：
 - 工場審査、製品試験とは別に実施する場合、サンプルングに要する費用。
 - 認証の決定後に申し受けます。
- 認証料：
 - 試験・工場審査のコーディネート、認証の評価・決定、認証記録の作成、報告書等の発行、和文の認証書一通の発行、認証契約の締結、認証登録・公表等の業務に係る費用。
 - 認証の決定後に申し受けます。
- 認証書発行料：
 - 和文の認証書1通は無料。認証取得者が和文の認証書1通を超える部数または英文の認証書をご希望される場合の追加発行費用。
 - 認証の決定後または追加発行後に申し受けます。
- 認証登録維持料：
 - 適合品出荷状況確認、認証取得者への情報提供、規格改正等の案内、登録内容変更対応、定期の認証維持審査の実施計画、公開認証情報のメンテナンス等業務に係る費用。
 - 初回は認証の決定後に申し受けます。翌年以降は毎年、認証契約月に申し受けます。
- 定期の認証維持に係る更新料：
 - 試験・工場審査のコーディネート、認証の評価・決定、認証記録の更新、報告書等の発行、認証書の発行、認証契約の締結、認証登録更新・公表等の業務に係る費用。
 - 3年毎の定期の認証維持審査での認証の決定後に申し受けます。
- 出張費：
 - 移動料、宿泊経費、日当および交通費。
 - 審査等費用請求に合わせて申し受けます。



Ⅸ. お申し込み・お問い合わせ

お申し込みについて

https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/action/application/index.html

お問い合わせ

一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部

〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25

TEL : 03-4560-5500 / FAX : 03-4560-5501

E-mail : jis-ninshou@jqa.jp / WEBサイト : <https://www.jqa.jp>